

喜入地域特別支援教育を考える会臨時総会会議録

1 日 時 平成29年2月17日(金) 21:00~21:30

2 場 所 喜入公民館 1階ホール

3 出席者 出席者12名、委任状12名 合計24名

※ 会員数33名の内、委任状も含めて過半数の出席があったため、臨時総会成立

4 協議事項

下記の事項について、協議した結果、全会一致で可決された。

(1) 会の名称の変更について

かごしま発達支援ネットワーク「tetoteto(てとてと)」に決定

※地域のいろいろな方々が、手と手をつなぎ、発達障がいへの支援の輪が広がるイメージ。

(2) 全国LD親の会への入会について

これまで、鹿児島ブロック代表である「でんがらもん」と連携して、全国LD親の会に参加していたが、「てんがらもん」が解散するため、本会として独自に入会する。

なお、入会に伴い、会員数等に応じて、年会費等が発生するため、本会の会員を、正会員とサポート会員に分けることにより、従来の条件でも、参加できるようにした。

(会員)

・正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

※主となって活動していただく方

・サポート会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする

※各種事業などのサポートをしていただく方

(年会費) 正会員 3,000円、サポート会員 300円

(3) 会の目的等の変更について

喜入地域を活動拠点としながら、全国LD親の会をはじめ、県内外の支援に関わるネットワークの中で活動を行うため、会の目的等を下記のとおり改定する。

(目的)

この会は、地域において、発達障がいに関わる社会的理解の向上を図る公益活動を行うことにより、地域に発達障がいに対する支援の輪が広がり、発達障がいのある人およびその家族、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

(1) 地域における発達障がいに関わる支援や社会的理解の向上に関すること

(2) 地域における発達障がいに関わる会員相互の情報交換、情報提供及び支援ネ

- ネットワークに関すること
- (3) 地域における発達障がいに関わる福祉や教育の増進に関すること
- (4) その他、上記業務に付随すること

(4) 規約改正について

上記協議を踏まえ、下記のとおり規約を改正

○規約改正新旧対照表(案)

新	旧
かごしま発達支援ネットワーク「tetoteto(てとてと)」会則	喜入地域特別支援教育を考える会規約
(名称) 第1条 この会は、かごしま発達支援ネットワーク「tetoteto(てとてと)」と称する。	(名称) 第1条 この会は、喜入地域特別支援教育を考える会と称する。
(目的) 第3条 この会は、地域において、発達障がいに関わる社会的理解の向上を図る公益活動を行うことにより、地域に発達障がいに対する支援の輪が広がり、発達障がいのある人およびその家族、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。	(目的) 第3条 この会は、喜入地域において、特別支援教育に関わる啓発等を推進する活動(公益活動)を行い、喜入地域に住む幼児児童生徒の教育の一助となることを目的とする。
(活動・事業の種類) 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。 (1) 地域における発達障がいに関わる支援や社会的理解の向上に関すること (2) 地域における発達障がいに関わる会員相互の情報交換、情報提供及び支援ネットワークに関すること (3) 地域における発達障がいに関わる福祉や教育の増進に関すること (4) その他、上記業務に付随すること	(活動・事業の種類) 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。 (1) 地域の特別支援教育の啓発に関すること (2) 地域の特別支援教育に関わる会員相互の情報交換及び情報提供に関すること (3) 地域の特別支援教育の推進に関すること (4) その他、上記業務に付随すること
(会員) 第5条 この会の会員は、次の2種類とする。 (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。 (2) サポート会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。	(会員) 第5条 この会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
(会費) 第7条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。 (1) 正会員 3,000円 (2) サポート会員 300円	(会費) 第7条 会員は、年会費として、一世帯300円を納入しなければならない。
(退会) 第8条 会員は、退会届を本会に提出し任意に退会することができる。 (3) 原則として、会員が退会した場合、納入があった会費は還付しないものとする。	(退会) 第8条 会員は、退会届を本会に提出し任意に退会することができる。
(役員) 第9条 2 第1項に定める役員は、会員の互選により、正会員の中から選出する。	(役員) 第9条 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
(総会) 第12条 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(総会) 第12条 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。 4 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(事業年度) 第16条 この会の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。	(事業年度) 第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(5) その他

特になし。

5 主な質疑応答

(会員) 全国 LD 親の会の年会費など、会員の負担が増えるのではないか。

(事務局) 会員を正会員とサポート会員に分けることにより、従来の年会費等の負担で参加できるようにした。今後、申し込みの際には、どちらか選択して加入していただくことになる。

(会員) 規約改正の会費の還付の件について、いろいろな事情あるので、納入した会費は還付しないというのはいかがなものか。

(事務局) 脱会などの際の、会費の還付規定がなかったので、今回設定した。全国 LD 親の会などの会費の件もあるので、このような規定にしたが、原則規定とすることにより、今後は取り扱いに整理していきたい。

6 報告事項

- ・アドバイザーを向かえ、発達障がいをもつ保護者を交えた座談会を開催

日 時：平成29年3月11日（土） 14：00～16：00

場 所：喜入公民館

参加料：無 料